

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 臨時代理の要旨

令和 7 年第 3 回東広島市議会定例会に提出する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 市議会提出議案の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

令和 7 年 9 月 1 9 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を

作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第 1 1 4 号

請負契約の締結について

令和 7 年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター舞台音響設備等改修工事その 2 の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 7 年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター舞台音響設備等改修工事その 2

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

1 億 6, 9 4 0 万円

4 契約の相手方

福山市南蔵王町 6 - 1 8 - 4 0

株式会社プロテック

代表取締役 永 井 健 三

(提案理由)

令和7年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター舞台音響設備等改修工事その2の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 4 号

請負契約の締結について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 提案の理由

令和 7 年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター舞台音響設備等改修工事その 2 の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市黒瀬町菅田

(2) 工事の内容

舞台音響設備等の改修に係る電気設備工事一式（舞台音響設備、電灯設備等）

(3) 契約金額

1 億 6, 9 4 0 万円

(4) 契約の相手方

福山市南蔵王町 6 - 1 8 - 4 0

株式会社プロテック

代表取締役 永 井 健 三

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 4 月 1 5 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。